

株式会社メタプラネット
Metaplanet Inc.
取締役会議事録
Minutes of Board of Directors Resolution

2025年11月20日[午前9時30分]より東京都港区六本木6-10-1本社会議室から、ウェブ会議システムを利用して、当社取締役会を開催した。

A meeting of the Company's Board of Directors took place from the headquarters conference room, 6-10-1, Roppongi, Minato-ku, Tokyo, by using the Zoom web conference system from [9:30] am on 20 November 2025.

取締役サイモン・ゲロヴィッチ氏が議長席に着き、本日の取締役会は、ウェブ会議システムを利用した会議である旨を述べ、出席者が一堂に会するのと同等に適時及び的確に意思表明が互いにできる状態となっていることを確認し、開会を宣言し、本取締役会は適法に成立した旨を告げた。 Director Simon Gerovich acted as the chairperson. The chairperson stated that the meeting of the Board of Directors was to use the Zoom web system. He confirmed that the attendees could exchange opinions timely and precisely equivalent to gathering in a room, declared the opening of the meeting, and stated that this meeting of the Board of Directors validly had come into effect.

出席役員 (By Zoom)

Officers in attendance

取締役総数 9名 本日の出席取締役 7名

Total number of directors: 9 Number of directors in attendance: 7

代表取締役 サイモン・ゲロヴィッチ (議長)、

取締役 阿部 好見、タイラー・エバーンス、 桑島 浩彰、ベンジャミン・ツアイ、マーク・ユスコ、リチャード・キンケイド

Representative Director Simon Gerovich (Chariman)

Director Yoshimi Abe, Tyler Evans, Hiroaki Kuwajima, Benjamin Tsai, Mark Yusko, Richard Kincaid

監査役総数 3名 本日の出席監査役 3名

Total number of auditors: 3 Number of Auditors in attendance: 3

監査役 高桑 昌也、監査役 大橋 俊明、保田志穂 Auditors Masaya Takakuwa, Toshiaki Ohashi, Shihoko Boda

承認決議事項
Resolution Items

第 1 号議案 新株予約権（行使価額修正条項付）の第三者割当による発行の件

Resolution No. 1: Issuance of stock acquisition rights (Moving Strike) by way of third-party allotment

議長より、別紙 1 「株式会社メタプラネット第 23 回新株予約権発行要項」及び別紙 2 「株式会社メタプラネット第 24 回新株予約権発行要項」に記載の通り、EVO FUND が当社との間で会社法 244 条第 1 項の総数引受契約の方式により別紙 3 「株式会社メタプラネット第 23 回及び第 24 回新株予約権割当契約書」を締結することを条件に、EVO FUND を割当先とし、株式会社メタプラネット第 23 回新株予約権証券（以下「第 23 回新株予約権」という。）及び株式会社メタプラネット第 24 回新株予約権証券（以下「第 24 回新株予約権」といい、第 23 回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」という。）を第三者割当ての方法により発行したい旨、並びに株式会社メタプラネット第 23 回及び第 24 回新株予約権割当契約書の締結その他本新株予約権の発行に関して必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を代表取締役に付与したい旨の提案があり、詳細な説明があつた。その後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なく可決承認され、監査役の反対意見表明はなかつた。

The Chairman hereby made the following proposal; (i) to issue Metaplanet's 23rd series of stock acquisition rights ("23rd Series of Stock Acquisition Rights") and Metaplanet's 24th series of stock acquisition rights ("24th Series of Stock Acquisition Rights" and together with the "23rd Series of Stock Acquisition Rights", individually or collectively, the "Stock Acquisition Rights.") by way of third-party allotment to EVO FUND in accordance with the terms and conditions set forth in the attached Exhibit 1 "Terms and Conditions for Issuance of Metaplanet's 23rd Series of Stock Acquisition Rights" and the attached Exhibit 2 "Terms and Conditions for Issuance of Metaplanet's 24th Series of Stock Acquisition Rights" on the condition that EVO FUND executes with the Company the attached Exhibit 3 "Third-Party Allotment Agreement for Metaplanet's 23rd and 24th Series of Stock Acquisition Rights" in accordance with the method of a total number subscription agreement provided in Article 244, Paragraph 1 of the Companies Act, and (ii) to entrust the Representative Director to execute the Third-Party Allotment Agreement for Metaplanet's 23rd and 24th Series of Stock Acquisition Rights as well as to carry out all necessary actions related to the issuance of the Stock Acquisition Rights and to decide on any matters incidental thereto. The Chairman continued to explain the details thereof. After presenting these details, the proposal was put to a vote in the meeting, and it was approved unanimously by all attending directors with no objection from the statutory auditors.

なお、発行価額は、株式会社赤坂国際会計から当社宛に提出された「特約条項付新株予約権評価報告書」に記載されている各本新株予約権の評価額（第 23 回新株予約権 1 個あたり●円及び第 24 回新株予約権 1 個あたり●円）と同額である。

The issue prices of each 23rd Series of Stock Acquisition Rights and 24th Series of Stock Acquisition Rights are set at the same value as the valuation of the each Stock Acquisition Rights (●yen per right for 23rd Series of Stock Acquisition Rights and ●yen per right for 24th Series of Stock Acquisition Rights) stated in the "Valuation Report for Stock Acquisition Rights with special provisions" submitted to the Company by Akasaka International Accounting Co., Ltd.

また、当社監査役 3名全員（うち全員が社外監査役）は、本新株予約権の発行については、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることから、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明した。

Additionally, all three of the Company's statutory auditors (all of whom are external auditors) expressed their opinion that the issuance of the Stock Acquisition Rights is lawful and does not fall under the category of issuance under particularly favorable conditions. This conclusion is based on the following points: Akasaka International Accounting Co., Ltd, an independent external third-party valuation firm with no transactional relationship with the Company, has calculated the fair value of the stock acquisition rights using the Monte Carlo Simulation, a commonly employed method for such valuations. In doing so, the firm has taken into account factors that could affect the valuation, such as the exercise price, the stock price and volatility of the Company's shares, and the exercise period. Given that the valuation provided by this third-party institution is considered a reasonable and fair price, and the issue price matches this valuation, the statutory auditors have deemed the issuance to be appropriate.

また、第三者委員会から、本新株予約権の第三者割当について、必要性と相当性がそれぞれ認められる旨の意見が表明されている。

The third-party committee has expressed its opinion that the third-party allotment of the Stock Acquisition Rights is considered necessary and appropriate.

第 2 号議案 第 20 回乃至第 22 回新株予約権の取得・消却の件

Resolution No. 2: Acquisition and cancellation of 20th through 22nd Stock Acquisition Rights

議長より、2025 年 6 月 23 日に EVO FUND に対して第三者割当ての方法により発行した株式会社メタプラネット第 20 回乃至第 22 回新株予約権（以下、それぞれを「第 20 回新株予約権」、「第 21 回新株予約権」及び「第 22 回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本既存新株予約権」という。）について、下記のとおり、2025 年 12 月 8 日時点で残存する本既存新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却したい旨の提案があり、詳細な説明があった。その後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なく可決承認され、監査役の反対意見表明はなかった。

In relation to the Metaplanet's 20th through 22nd Share Acquisition Rights, which were issued to EVO FUND by way of third party allotment on June 23 2025, the Chairman of the Meeting hereby made the proposal that the Company shall acquire all of the 20th through 22nd Share Acquisition Rights remaining as of December 8 2025 and cancel all of them immediately after acquisition as follows. The Chairman continued to explain the details thereof. After presenting these details, the proposal was put to a vote in the meeting, and it was approved unanimously by all attending directors with no objection from the statutory auditors.

① 第 20 回新株予約権の取得消却の内容

(1) 銘柄	株式会社メタプラネット第 20 回新株予約権
--------	------------------------

(2) 取得日	2025年12月8日
(3) 取得及び消却する新株予約権の個数・金額	取得日時点において残存する第20回新株予約権の全て <参考：現時点における残存個数> 第20回新株予約権 284,400 個 1個につき金 114円 (総額 32,421,600円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2025年12月8日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

② 第21回新株予約権の取得消却の内容

(1) 銘柄	株式会社メタプラネット第21回新株予約権
(2) 取得日	2025年12月8日
(3) 取得及び消却する新株予約権の個数・金額	取得日時点において残存する第21回新株予約権の全て <参考：現時点における残存個数> 第21回新株予約権 1,850,000 個 1個につき金 99円 (総額 183,150,000円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2025年12月8日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

③ 第22回新株予約権の取得消却の内容

(1) 銘柄	株式会社メタプラネット第22回新株予約権
(2) 取得日	2025年12月8日
(3) 取得及び消却する新株予約権の個数・金額	取得日時点において残存する第22回新株予約権の全て <参考：現時点における残存個数> 第22回新株予約権 1,850,000 個 1個につき金 89円 (総額 164,650,000円)
(4) 取得資金	自己資金
(5) 消却日	2025年12月8日
(6) 消却後の残存新株予約権数	0 個

(a) Acquisition and cancellation of 20th Stock Acquisition Rights

(1) Brand	Metaplanet's 20th series of stock acquisition rights
(2) Acquisition date	8 December 2025
(3) Number and amount of the Rights acquired and canceled	All of the 20th Stock Acquisition Rights outstanding on the acquisition date <Reference : Current Remaining Rights> 20th Stock Acquisition Rights 284,400 Rights 114yen per right (Total 32,421,600yen)
(4) Acquisition funds	Own funds
(5) Cancellation date	8 December 2025

(6) Rights after Cancellation	Number of Remaining Rights 0 Rights
-------------------------------	--

(b) Acquisition and cancellation of 21st Stock Acquisition Rights

(1) Brand	Metaplanet's 21st series of stock acquisition rights
(2) Acquisition date	8 December 2025
(3) Number and amount of the Rights acquired and canceled	All of the 21st Stock Acquisition Rights outstanding on the acquisition date <Reference : Current Remaining Rights> 20th Stock Acquisition Rights 1,850,000 Rights 99yen per right (Total 183,150,000yen)
(4) Acquisition funds	Own funds
(5) Cancellation date	8 December 2025
(6) Rights after Cancellation	Number of Remaining Rights 0 Rights

(c) Acquisition and cancellation of 22nd Stock Acquisition Rights

(1) Brand	Metaplanet's 22nd series of stock acquisition rights
(2) Acquisition date	8 December 2025
(3) Number and amount of the Rights acquired and canceled	All of the 22nd Stock Acquisition Rights outstanding on the acquisition date <Reference : Current Remaining Rights> 22nd Stock Acquisition Rights 1,850,000 Rights yen per right (Total 164,650,000yen)
(4) Acquisition funds	Own funds
(5) Cancellation date	8 December 2025
(6) Rights after Cancellation	Number of Remaining Rights 0 Rights

第3号議案 臨時株主総会の目的である事項の提案の件

Resolution No. 3: Proposal on matters to be resolved at the extraordinary general meeting of shareholders

議長より、株主に対して、臨時株主総会の目的である事項の提案を下記のとおり行いたい旨の提案があり、詳細な説明があった。その後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なく可決承認され、監査役の反対意見表明はなかった。

目的事項：

- ① 資本金及び資本準備金の額の減少の件（詳細は別紙4のとおり）
- ② 定款一部変更（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数増加）の件（詳細は別紙5のとおり）
- ③ 定款一部変更（A種種類株式に関する規定の変更）の件（詳細は別紙6のとおり）
- ④ 定款一部変更（B種種類株式に関する規定の変更）の件（詳細は別紙7のとおり）

⑤ 第三者割当による B 種種類株式発行の件（詳細は別紙 8 のとおり。但し、同別紙における募集株式の数の上限は 30,000,000 株とし、その範囲内で、代表取締役が投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案し、その他の未定事項とあわせて決定する。）

The Chairman hereby made the proposal that a director of the Company shall propose the matters to be resolved at the extraordinary general meeting of shareholders as follows. The Chairman continued to explain the details thereof. After presenting these details, the proposal was put to a vote in the meeting, and it was approved unanimously by all attending directors with no objection from the statutory auditors.

Matters to be Resolved:

- (i) Reduction of the amount of the capital and capital reserve (See Exhibit 4 for details)
- (ii) Partial amendment to the Articles of Incorporation (Increase in the total number of authorized shares and the total number of authorized shares in a class) (See Exhibit 5 for details)
- (iii) Partial amendment to the Articles of Incorporation (Amendment to provisions concerning Class A Shares) (See Exhibit 6 for details)
- (iv) Partial amendment to the Articles of Incorporation (Amendment to provisions concerning Class B Shares) (See Exhibit 7 for details)
- (v) Issuance of Class B Shares by way of third-party allotment (See Exhibit 8 for details. The maximum number of shares to be offered in the that Exhibit shall be 30,000,000 shares, and within this limit, the Representative Director shall determine the number of shares and other undecided matters in consideration of investor demand and other market conditions.)

第 4 号議案 B 種種類株式に係る買取契約締結の件

Resolution No. 4: The execution of the Purchase Agreements regarding the Class B shares.

議長より、別紙 8 「B 種種類株式発行要項」記載のとおりの割当先との間で本取締役会に提出された様式にてそれぞれ「PURCHASE AGREEMENT」（以下、個別に又は総称して「PURCHASE AGREEMENT」という。）を締結したい旨、及びその他 PURCHASE AGREEMENT の締結に関して必要な一切の行為をなし、これに付隨して必要な事項を決定する権限を代表取締役に付与したい旨の提案があり、詳細な説明があった。その後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、出席取締役全員異議なく可決承認され、監査役の反対意見表明はなかった。

The Chairman proposed that the Company shall, with each allottee specified in Exhibit 8 “Terms and Conditions for Issuance of Class B Shares”, enter into the Purchase Agreement (individually or collectively, the “Purchase Agreement”) in the form submitted to this meeting of the Company’s Board of Directors; and that the Representative Director be authorized to carry out all acts necessary for entering into each of the Purchase Agreements, and to decide on any matters incidental thereto. The Chairman provided a detailed explanation. Thereafter, the proposal was put to a vote and was approved unanimously by all attending directors without objection, and no dissenting opinion was expressed by the statutory auditors.

議長は、以上をもって本日の全ての議事事項の審議は終了した旨を述べ、同日[午後 12 時 00 分]に閉会した。

The chairperson declared that the discussion on all agenda items for the day was completed and closed the meeting at [12:00 p.m] of the same day.

上記の議事及び決議内容を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が次に記名押印する。

To make clear the matters discussed and resolved as written above, these minutes have been prepared, and the director and auditor attendees have signed their names and affixed their seals hereto.

2025年11月20日

20 November 2025

株式会社メタプラネット 取締役会
Board of Directors, Metaplanet Inc.

出席

代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
Representative Director Simon Gerovich

取締役 COO 阿部好見
Director, COO Yoshimi Abe

取締役 タイラー・エバーンス
Director Tyler Evans

取締役 桑島浩彰
Director Hiroaki Kuwajima

取締役 ベンジャミン・ツァイ
Director Benjamin Tsai

取締役 マーク・ユスコ
Director Mark Yusko

取締役 リチャード・キンケイド
Director Richard Kincaid

監査役（常勤及び社外） 高桑昌也
Auditor (Regularly Working and Outside) Masaya Takakuwa

監査役（社外） 大橋俊明
Auditor (Outside) Toshiaki Ohashi

監査役（社外） 保田志穂
Auditor (Outside) Shiho Boda

別紙 1

株式会社メタプラネット第 23 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メタプラネット第 23 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 24,150,000 円
3. 申込期日 2025 年 12 月 8 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 12 月 8 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 105,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率
その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,050,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 23 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、637 円とする。
10. 行使価額の修正
(1) 行使価額は、2026 年 1 月 6 日に初回の修正がされ、以後 1 取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、修正日の直前取引日において終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、修正日の直前取引日において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。)から当該株主確定日等(当日を含む。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。)及び当該

株主確定期間の末日の 1 取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後(当日を含む。)の日とし、当該日以降、毎取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

- (3) 下限行使価額は、当初 637 円とする。
- (4) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{普通株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利(但し、第 10 回新株予約権、第 18 回新株予約権、第 19 回新株予約権及び第 24 回新株予約権を除く。)を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点での発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付さ

れたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付きれたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使

価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年1月5日から2027年12月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の10取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
24. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

別紙2

株式会社メタプラネット第24回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メタプラネット第24回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 14,700,000 円
3. 申込期日 2025年12月8日
4. 割当日及び払込期日 2025年12月8日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は105,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 1,050,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額 金 14 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、777円とする。

10. 行使価額の修正
(1) 行使価額は、2026年1月6日に初回の修正がされ、以後1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、修正日の直前取引日において終値が存在しなかつた場合には、行使価額の修正は行わない。また、修正日の直前取引日において第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構

の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、毎取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 下限行使価額は、当初777円とする。

(4) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11.

行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既発行普通株式数} \times \text{普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第10回新株予約権、第18回新株予約権、第19回新株予約権及び第23回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価

が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、1円未満の端数を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12.

本新株予約権の行使期間

2026 年 1 月 5 日から 2027 年 12 月 8 日までとする。

13.

その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14.

新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の 10 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

15.

新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16.

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17.

新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知

し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18.

株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19.

行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20.

払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

21.

新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22.

社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23.

振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

24.

その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

別紙3

株式会社メタプラネット第23回及び第24回新株予約権割当契約書

【省略】

別紙 4

資本金及び資本準備金の額の減少の内容

① 資本金の額の減少の内容

(a) 減少する資本金の額

2025年10月●日現在の資本金の額 247,462,785,828 円のうち 247,462,785,827 円を減少し、減少後の資本金の額を 1 円とする。ただし、資本金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分をあわせて減少する。

(b) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える。

(c) 資本金の額の減少の効力発生日

2025 年 12 月 30 日 (予定)

② 資本準備金の額の減少の内容

(a) 減少する資本準備金の額

2025年10月●日現在の資本準備金の額●円のうち●円を減少し、減少後の資本準備金の額を 0 円とする。ただし、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までの日を払込日として新たな株式が発行された場合は、当該新たな株式の発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少し、また、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該行使に伴う株式発行により増加する資本準備金の額と同額分をあわせて減少する。

(b) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える。

(c) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2025 年 12 月 30 日 (予定)

別紙 5

定款変更案（発行可能株式総数増加）

【内容確定後挿入予定】

別紙 6

定款変更案（A 種種類株式に関する規定の変更）

【内容確定後挿入予定】

別紙 7

定款変更案（B 種種類株式に関する規定の変更）

【内容確定後挿入予定】

別紙 8

B 種種類株式発行要項

【内容確定後挿入予定】